

NO. 715
令和2年(2020)
6/1(月)



小笠原 —OGASAWARA—
村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL04998(2)3111
FAX04998(2)3222

住民基本台帳登録者数(5/1)	4月気象状況(父島)	ダム貯水率
2,608人	最高気温 23.2℃	5/21現在
父島 母島	最低気温 18.7℃	父島
人口 2,153人 455人	平均気温 20.9℃	100/100
世帯 1,221 278	平均湿度 82%	母島
	月降水量 87.5mm	100/100

ホームページアドレス

<https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

小笠原の花・木・鳥・魚

花 ムニンヒメツバキ 木 タコノキ
鳥 ハハジマメグロ 魚 アオムロ

7月5日(日)は東京都知事選挙の投票日です
＜母島は7月4日(土)繰上投票＞

【選挙日程】

《告示日》	6月18日(木)
《繰上投票日(母島)》	7月4日(土) 午前7時から午後8時まで
《投票日(父島)》	7月5日(日) 午前7時から午後8時まで
《開票日》	7月5日(日) 午後9時から(即日開票)

【投票所】 《父島》：小笠原村地域福祉センター 《母島》：母島村民会館

◎投票所へは「入場券」を持参してください。

(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

《最近、転入届を出された方 および 18歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか?》

あなたの
生年月日は? → 平成14年7月7日以降 → 投票できません
→ 平成14年7月6日以前

↓
小笠原村に転入の
届出をしたのは
いつですか? → 令和2年3月17日以前 → 小笠原村で投票できます
(村外において不在者投票される方は2ページ目をご覧ください)
→ 令和2年3月18日以降

↓
以前の住所は東京
都内ですか? → 都外 → 投票できません
→ 都内 → 前の住所地で投票となります(※1)

(※1) 「引続居住証明書類」の提示か、前住所地の選管による居住確認を受ける必要があります。
また、都外へ転出すると投票できなくなります。

【前住所地(都内)の選挙人名簿に登録されている方で、(村内で)不在者投票をされる方へ】

前の住所地から投票用紙を取り寄せて小笠原村で不在者投票を行う場合、予め前住所地の選挙管理委員会宛てに投票用紙の請求が必要となります。投票用紙が郵送によりお手元に届きましたら、6月28日(日)までに村役場又は母島支所(※)へお越し頂き投票を済ませてください(※母島は27日(土)午後6時までとなります)。

なお、取り寄せる先の選挙管理委員会によっては、告示日前での投票用紙の発送ができない場合もありますので、お早めに問い合わせてください。

【新型コロナウイルス感染症対策について】

投票所、期日前投票所にはアルコール消毒液を設置し、記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒を行います。また、下記の事項につきまして有権者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

- (1) 周りの方との距離の確保のため、混雑時、投票所内への入場制限を行う場合があります。
- (2) マスクの着用や咳エチケット、来場前と帰宅後の手洗い・うがい等の対策をお願いします。

【期日前投票について】

期日前投票は、投票日前であっても投票日当日と同じように投票することができる制度です。

期日前投票所へは、「入場券」を持参してください。

《投票の対象者》 期日前投票を行う日に小笠原村における選挙権を有している方で、かつ投票日当日に投票できない事由がある方（「宣誓書」の提出が必要です）。

《期日前投票の場所と期間》

父島：村役場 6月19日(金)～7月4日(土) 午前8時30分～午後8時

母島：母島支所 6月19日(金)～7月3日(金) 午前8時30分～午後6時

【父島～母島間で、6月15日(月)以降 転居された方の投票について】

<父島 → 母島へ転居された方>：7月5日(日)の投票日に 父島 で投票となります。
(7月3日(金)までに母島において、期日前投票を行うこともできます。)

<母島 → 父島へ転居された方>：7月4日(土)の繰上投票日に 母島 で投票となります。
(7月4日(土)までに父島において、期日前投票を行うこともできます。)

☆ 期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(○ = その場所において期日前投票できます。 × = 期日前投票できません。)

	期 日 前 投 票 場 所	6月19日(金) ～7月3日(金)	7月4日(土) (母島繰上投票日)
父島 から 母島 へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)	○	○
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×
母島 から 父島 へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)	○	○
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×

【小笠原村以外(村外)の区市町村で不在者投票をされる方へ】

◎ 早急に村役場総務課または母島支所へ“不在者投票”の投票用紙の請求(※)を行ってください。
(所定の「請求書」に必要事項を記入して提出してください。)遅くとも6月22日(月)の午前中まで。

(※)内地から郵送で請求される場合、6月19日(金)東京発のおがさわら丸に間に合うよう、余裕を持って請求してください。請求頂いた投票用紙は、希望する滞在先に郵送されます。
請求時期が遅くなると、投票用紙が滞在先に届くのも遅くなり、投票できる期間が限られてしまいますので、請求はお早めにお済ませください。

◎ 投票用紙がお手元に到着したら、本人が速やかに滞在先の区市町村選挙管理委員会(指定病院に入院の方は入院先の病院長等)に持参し、係員の指示に従って投票してください。
不在者投票は、6月19日(金)から、行うことができます。

◎ 投票終了後、投票用紙は不在者投票を行った選挙管理委員会等から小笠原村まで、直接送致されます。
よって、投票は7月2日(木)東京発のおがさわら丸に郵送で間に合うよう余裕を持ってお済ませください。
この便より後では、投票用紙の到着が開票に間に合わず、投票が無効になりますのでご注意ください。

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症対策の状況によつては、本号掲載の各行事の取りやめ、変更が行われることもあります。村民の皆様のご理解をお願いいたします。

①新型コロナウイルス感染症に係る今後の村内生活・経済活動の対応について

(1) 基本的な考え方

政府による緊急事態宣言は、5月25日に解除されましたが、新型コロナウイルス感染症への警戒は引き続き必要な状況にあります。

政府や東京都の方針においても、緊急事態宣言解除後の様々な行動の緩和については、感染防止対策をとつたうえで段階的に行っていくことが示されており、

本村では皆様のご協力のもと、様々な感染防止策を講じ、これまでのところ感染の疑いがある事例は発生しておりません。

また、新型コロナウイルス感染者が発生したときに村で取り得る医療面での対策は、徐々に改善されており、感染疑いについても問診や検査などで総合的に判断できる体制になっていきます。しかしながら、しっかりとした治療は、中等症以上の症状の方は本土への急患搬送に頼らざるを得ないなど、医療体制に限りがあることに変わりはありません。

したがって、国内では緊急事態宣言が解除され、社会生活、経済活動の再開の動きが活発になっていきますが、小笠原村では慎重な見極めが必要です。

3月の連休明けの感染者増や韓国での集団感染の再発生を見ても、手放しで、制限のない村民生活の再開や小笠原に来島者を迎えることはできません。国や都においてもワクチンの開発や治療法の確立による新型コロナウイルスの感染の克服には時間がかかると考えられており、少なくとも今後一年程度は水際対策

や個別の感染対策など、あらゆる関係機関、そして個人が新型コロナウイルス感染症と付き合いながらの対応することを前提に立つ必要があります。

したがって、小笠原村では、「国内の感染リスクが大幅に減少し、村民の協力のもとに村内の感染リスクをさらに減らし、かつ一方で日々刻々変化する状況に迅速に対応する姿勢を持ちながら、段階的に小笠原村における社会生活、経済活動を再開する。」ことを基本とします。

(2) 当面の対応

・6月は来島自粛、上京自粛を継続
国内では緊急事態宣言が解除され各地で人が戻り始めたり、閉店していた施設・店舗等が再開されたりしている一方、それぞれの施設や店舗などでは業態ごとのガイドラインが示されるなど感染対策も引き続き行われています。

ただ、人が戻る結果としてコロナ感染の第2波が発生するのではないかと懸念も伝えられており、そのこともしっかりと見極める必要があると考えています。また発症までの期間が2週間以内といわれていることも踏まえ、小笠原村では6月中は引き続き来島自粛、上京自粛の要請を継続します。

ただし、村内において疑い患者も発生していない状況であることから、引き続きマスクの着用などの感染予防対策と、いわゆる3つの密となる活動の制限を行った上で、村施設の利用制限を一部解除します。

なお、村内の緩和措置等については、今後の国内や村内での感染者の発生状況等によっては即座に緩和措置の打ち切りや休業要請を打ち出すことを前提とします。

・7月以降について

6月以降も、現状の収束傾向がさらに進んだ場合は、400人前後を上限とした来島者の受け入れ態勢を構築し、さらにその後の国

内および村内状況を見ながら徐々に受け入れ上限を上げていくこととします。

なお、これも安易に上げていくものではありません。小笠原海運には乗船券販売の制限、船室の感染症対策の徹底をお願いしました。村内にあつては、宿、ガイド、飲食店、商店、各種観光サービス事業者の徹底した感染症対策の実施をお願いします。

また、竹芝棧橋における検温体制を維持するなどの水際対策を行うとともに、来島者にも強く感染症対策を求め、村民の皆様にも自らの感染対策をお願いします。

なお、この来島者受け入れも、国内および村内の状況によっては直ちに撤回することを前提とします。

②感染防止のためにお願いしたいこと
国より、新型コロナウイルス感染予防のため、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい「新しい生活様式」の実践例が示されました。村民の皆様におかれても、感染防止にご協力をお願いします。詳細は5月11日発行の村民だより臨時号をご覧ください。

③次の症状の方は、いきなり診療所に行かず、マスクを着用し外出を控え、新型コロナウイルス受診相談窓口(島しょ保健所小笠原出張所2-2951)にご連絡ください。

○少なくとも次のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

☆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状がある場合

☆重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆これら以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く

場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

※島しょ保健所小笠原出張所の開設時間は平日の午前9時〜午後5時です。それ以外の時間帯は、都電話相談センター(03-5320-4592)、つながらない場合、090-4613-0786にご連絡ください。

④村有施設の一般利用について
6月1日から(5月中含む)、次の施設の一般利用を再開します。

ただし、利用方法や利用時間、利用できる活動などの制限がありますので、利用にあたっては各施設へお問い合わせください。

*地域福祉センター、母島村民会館、奥村・扇浦交流センター、ふらつとハウス、母島支所大広間、奥村運動場クラブハウス、海洋センター、水産センター(水族館除く)、農業センター、小笠原世界遺産センター

*その他の施設についても、感染症対策を行つたうえで段階的に緩和を行つてまいります。

*変更情報は、掲示板やホームページでお知らせいたします。

*施設利用時には、利用者個人々々での感染対策もお願いいたします。

⑤支援策の実施

村では、感染症の影響により生活や事業活動にお困りの方のため支援策を実施しています。村ホームページで確認できます。

●問合せ先 総務課総務係 2-3111

国民健康保険税の減免等

◎離職をされた方への国保税軽減(倒産・解雇や雇止めなど)

非自発的失業者の方は申請の手続きをする
と、国民健康保険税が軽減されます。

【対象者】

離職の翌日から翌年度末までの期間に
おいて、

○雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇
などによる離職。離職理由コード 11、
12、21、22、31、32の方)

○雇用保険の特定理由離職者(雇止めな
どによる離職。離職コードが23、33、
34の方)

※特例受給資格者、高年齢受給資格者は、
右記の離職コードであっても対象外

※特例受給資格者証の右上には「特」、高
年齢受給資格者証の右上には「高」と
表記

【申請場所】村民課住民係または、母島支所

【持参するもの】「雇用保険受給資格者証」、
印鑑(シャチハタ不可)

◎新型コロナウイルス感染症に係る国保税の
減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、
事業収入・給与収入等の収入が前年より一定
程度減少した世帯に対して、国民健康保険税
が減免されます。

【減免の対象となる保険税】

令和元年度分及び令和2年度分の国民
健康保険税であって、令和2年2月1日か
ら令和3年3月31日までの間に納期限が
設定されているもの ※納期限到達前に申
請が必要です。

【対象世帯①】

新型コロナウイルス感染症により、主
たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を

負った世帯

【減免に該当する要件】

医師の死亡診断書もしくは診断書によっ
て世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス
感染症により死亡または重篤な傷病
を負ったことが確認できること

【減額又は免除される額】対象保険税の全額

【必要書類】

○国民健康保険税減免申請書
○医師の死亡診断書(重篤の場合は、重篤な
傷病を負ったことが確認できる診断書)

【対象世帯②】

新型コロナウイルス感染症の影響によ
り、主たる生計維持者の事業収入・不動産
収入・山林収入・給与収入(以下「事業収
入等」)の減少が見込まれる世帯

【減免に該当する要件】

○事業収入・不動産収入・山林収入・給与
収入のいずれかの収入が、収入の種類
ごとに見た場合、前年に比べて10分の
3以上減少する見込みであること

○前年の合計所得金額が1,000万円以
下であること

○減少することが見込まれる事業収入等に
係る所得以外の前年の所得の合計額が
400万円以下であること

【減額又は免除される額】

表1の「減免対象の保険税額」に表2
の「減額割合(d)」をかけた金額
(A×B/C)×(d)

表1

減免対象の保険税額=(A)×(B)÷(C)
(A):世帯の被保険者全員について算定した 保険税額
(B):世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる 事業収入等に 係る前年の所得額
(C):世帯の主たる生計維持者及び被保険者全員に つき算定した前年の合計所得金額

表2

前年の合計所得金額	減免割合(d)
300万円以下であるとき	対象保険税の全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

【すべての申請に必要な書類】

○国民健康保険税減免申請書

○収入見込額等申告書

○令和2年中の収入(事業収入の場合は売
上)がわかる資料

※自身で用意するのが難しい場合は収入見
込額内訳書に記入してください

○令和2年1月から直近までの収入がわか
る書類(事業収支の帳簿や給与明細書
等)

○令和元年度の確定申告書の控え(給与収
入の場合は源泉徴収票の写しで可)

【場合によっては必要な書類】

○保険金や損害賠償等により補填されるべ
き金額がわかる書類(保険契約書等)

○新型コロナウイルスの影響により事業等
の廃止や失業をしたことがわかる書類
(廃業等届出書、事業主の証明等)

【申請場所】村民課住民係または、母島支所

※申請書類は村ホームページから入手可能

◎国民健康保険税の改正等
平成30年度から5年間かけて保険税率を
改定しています。詳細は村民だより7月号に
掲載予定です。

●問合せ先 村民課住民係 2-3113

特別定額給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策と
して、感染防止に留意しつつ、簡素な仕組み
で迅速かつ的確に家計への支援を行うものと
して特別定額給付金の給付を行います。

○給付対象者

令和2年4月27日時点において、小笠原
村に住民登録されている方

○給付額

給付対象者一人につき10万円
○給付金の申請が出来る方

世帯の世帯主

○申請手続き

申請先は、基準日(令和2年4月27日)
において住民登録をしている市町村です。
小笠原村では、5月下旬頃に支給対象とみ
られる方に申請書を郵送しました。

申請書が届きましたら次の書類を準備のう
え、同封の返信用封筒にて郵送して下さい。

※添付書類を準備出来ない場合は、村役場村
民課住民係または母島支所窓口で申請書等を
提出してください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイ
ナンバーを通じたオンライン申請も可能で
す。

《申請に必要なもの》
・特別定額給付金申請書

・世帯主(申請者)の本人確認書類(免許
証、パスポート、マイナンバーカード、在留
カード等)のコピー

・世帯主名義の振込先口座がわかる通帳かキ
ャッシュカードのコピー

○申請期限
令和2年7月31日(金)(※郵送申請の場
合は消印有効)です。

※申請期限を過ぎた場合は、特別定額給付金
の受給を辞退したものとみなします。

【配偶者からの暴力を理由に避難している方
について】

給付金の対象者に該当する方のうち、配偶
者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計
を別にしていらっしゃる方及びその同伴者であって、
基準日において現在の居住地に住居登録がな
い方は、一定の要件を満たし、その旨を申し
出た場合には、居住地で給付金支給の申請を
行うことができます。

小笠原村内に避難されている方は、ご相談
ください。

●問合せ先 村民課住民係

2-3113

国民年金臨時特例措置免除のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

○対象者となる方

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少し、令和2年2月以降の所得状況からみて、当年度中の所得見込額が国民年金保険料免除承認の所得基準額以下になることが見込まれる方

○申請の対象となる期間

令和2年2月分から6月分まで

※令和2年7月分以降は、改めて7月以降に申請が必要です。

○免除承認の所得基準額

それぞれの免除区分について、本人・配偶者(別世帯である場合を含む)・世帯主(納付猶予は除く)の所得が次の計算式で計算した金額以下の方

《全額免除・納付猶予》(扶養親族の数+1)×35万円+22万円

《4分の3免除》78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

《半額免除》118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

《4分の1免除》158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

○注意事項

・任意加入被保険者の方はご利用できません。

・付加年金、国民年金基金に加入している方は、免除が承認されるとご利用できなくなります。

○申請方法

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」、「所得の申立書」を村民課住民係、母島支所、または年金事務所に提出して下さい。

●問合せ先 ねんきん加入者ダイヤル
0570-003-004

日本年金機構ホームページ
https://www.nenkin.go.jp/
村民課住民係 2-3113

新型コロナウイルス感染症対策支援 寄附金の募集

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国や都の各種施策だけでなく村独自の感染予防対策や生活支援対策などの事業に取り組んでいます。村ではこれらの対策に活用させていただくための寄附金の受け入れを始めます。よろしくお願いいたしますので、皆様の志しを賜りますようお願い申し上げます。

【寄附の方法】

《寄附専用口座への振込》

金融機関 七島信用組合

支店名 小笠原支店

店番号 008

口座番号 0024515

口座名 小笠原村コロナ対策寄附金

《インターネットによる振込》

① ふるさとチョイスの小笠原村ページにある「お礼の品」不要の寄附をするページへお進みください。

② 寄附金額は2千円以上の任意の金額を入力ください。

③ 申込フォームの寄附金の使い道は「新型コロナウイルス感染症対策」をお選びいただき、寄附の申込を行ってください。

【受付期間】 6月1日(月)

～10月30日(金)

【その他】 返礼品は贈呈することができませんのでご了承ください。

○寄附をいただいた方には受領証明書を発行

いたします。寄附専用口座への振込により寄附をされた方は住所、氏名等の確認が必要のため、財政課財政係までご連絡をお願いいたします。

【スマホ画面】



【パソコン画面】



●問合せ先

財政課財政係

2-3112

テレビ放送の中断について

情報センター非常用発電機設備の修理作業に伴い、次の日時、テレビ放送を中断させていただきます。

●迷惑をお掛け致しますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【父島】6月24日(水) 午前0時～2時

※豪雨(雷雨)の場合、6月25日(木) 午前0時～2時に延期いたします。

※進捗状況で作業が早く終了する場合もございます。

●問合せ先 総務課 IT推進係 2-3111

ケーブルテレビ利用料減額・免除について

小笠原村ケーブルテレビ利用料につきまして、次の方々は、減額・免除の対象となります。

【利用料減額・免除対象者】

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者

(2) 住民税非課税世帯で世帯の中に満65歳以上の高齢者がいる場合

(3) 住民税非課税世帯で身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳又は愛の手帳を所持している者が世帯主の場合

減額・免除を希望される方は、申請が必要となりますので、総務課窓口又は母島支所窓口にて、申請をしてください。

●問合せ先 総務課 IT推進係 2-3111

**防災行政無線による
全国一斉の緊急情報伝達試験**

小笠原村では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さまへお伝えするため、村内で防災行政無線の試験放送を行います。

【日時】6月17日(水)午前10時ころ

※小笠原村以外の地域でも、全国的に試験が実施されます。

※防災行政無線の放送は、最大音量での放送となります。

●問合せ先 総務課総務係 2-3111

行政相談所の開設

【実施日程】6月12日(金)

【実施時間】午後7時~9時

【実施場所】地域福祉センター

【行政相談委員】

総務大臣委嘱小笠原地区担当 山田捷夫

《住所》小笠原村父島字奥村

《電話》090-7173-6768

※予約の必要はありません

●問合せ先 村民課住民係 2-3113

蝙蝠谷農業団地第二期就農者の募集について

小笠原村では、硫黄島旧島民の就農並びに農業者の経営規模の拡大及び農地の安定確保を支援し、硫黄島旧島民定住促進と一般農業振興を図るため、平成30年10月から蝙蝠谷農業団地を運営しています。この度、次のとおり第三期就農者を募集します。

【応募資格】次の①~②の条件のいずれかに該当する者

① 硫黄島旧島民で、就農意欲があり、就農を許可した日以降に母島に在住することができ

きる者

② 硫黄島旧島民以外の場合には次のすべてに該当すること

(1) 小笠原村に在住していること

(2) 就農の許可をした日以降に母島に居住することができること

(3) 申請の日以前に小笠原村において、農業経営主として1年以上の実績があること又は農作業従事者として3年以上の実績があること

(4) 農地の安定確保又は規模拡大を望んでおり、意欲的に就農できること

※(3)の農業経営主の実績及び農作業従事者の実績については、別に定める基準がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【募集人数】2名

【区画条件】

区画	面積(m ²)	使用料年額相当額(円)
9	1,501.157	15,311
10	1,424.102	14,525

【使用期間】最長で10年間

【応募期間】6月30日(火)まで

【応募方法】応募資格や申請方法などの詳細については、村役場産業観光課までお問合せください。

●問合せ先 産業観光課 2-3114

個人村民税・都民税の減免制度について

個人村民税・都民税は、前年の所得に対して課税される制度で、税負担の公平性を確保する観点から、納付時期の所得状況などに関わらず納めていただくことが原則です。

ただし、特別な事情により村民税・都民税の納付が困難であると認められる場合には、各納期限までの申請により、減免される場合があります。

なお、適用には収入・資産状況等の審査があり、申請によって必ず適用されるものではありません。適用要件や必要書類等の手続きについては、事前にお問い合わせ下さい。

●問合せ先 財政課税務係 2-3112

今月の納期限および口座振替日

6月は、個人住民税(村・都民税)(第1期)、国民健康保険税(第1期)および介護保険料(第1期)の納期です。

納期限および口座振替日は、6月30日(火)となっておりますので、納期限までにお納めいただきますようお願いいたします。

口座からの自動払込による納付を申し込まれている方は、口座振替日の残高不足にご注意ください。

●問合せ先 財政課税務係 2-3112
村民課住民係 2-3113

ベルマークおよび使用済みインクカートリッジ回収

小笠原小・中学校PTAでは、ベルマークを集めて学校に必要な教材備品を整備する活動を行っています。

ベルマークまたは使用済みインクカートリジャー(キヤノン・エプソン・ブラザー各社純正品のみ)がありましたら、回収にご協力いただきますようお願いいたします。

【回収箱設置場所】

○小笠原小中学校各玄関

○地域福祉センター

○村役場ホール

●問合せ先 小笠原小学校 2-2012

小笠原中学校 2-2502

中学校教科用図書見本展示会

令和三年度から中学校で使用する教科書の展示会を開催します。村民の皆様の御意見をいただきたいと考えております。

【展示期間】6月4日(木)~26日(金)

※父島・母島ともに土日を除く

【展示時間】午前8時~午後5時15分まで

※母島は正午~午後1時30分までを除く

【展示場所】

父島：村役場ホール 母島：母島支所ホール

●問合せ先 教育委員会事務局 2-3117

小笠原中学校 学校公開のお知らせ

一学期の学校公開を次のとおり実施します。保護者・地域の皆様方には、ぜひ、ご参観いただきますようご案内いたします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、中止や内容を変更する場合がありますのでご了承ください。

【期間】6月22日(月)~26日(金)、

【時間】午前8時(朝読書)

午後6時30分(部活動終了)

※授業は、午前8時20分~午後0時10分、午後1時30分~午後3時20分です。

※車での来校は、遠慮ください。

※上履きをお持ちください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、検温・消毒・マスク着用をお願いいたします。

●問合せ先 小笠原中学校 2-2502

レジ袋有料化がスタートします！

プラスチックは、軽量で形成しやすく非常に便利な素材であるため、私たちの生活に欠かせないものとなっています。一方で、毎年膨大な量のプラスチックが消費されているため、海洋プラスチックごみや、地球温暖化への影響も課題となっております。

このような状況を踏まえ、7月1日より、全国でレジ袋の有料化が始まります。この取り組みは、レジ袋の過剰な使用を抑制し、消費者のライフスタイルの変革を促すことを目的としています。

村内においては既に多くの商店が取り組みをされており、村民の皆様におかれましてもマイバッグを持参して買い物される事が定着してきておりますが、今回、全国一斉にレジ袋の有料化がスタートするため、改めてご案内するとともに、今後とも当村のごみ減量化にご協力をお願いいたします。

○プラスチック製買物袋の有料化に関する相談窓口

事業者向け…0570-000930

消費者向け…0570-080180

●問合せ先 環境課生活環境係 2-2270

シロアリ対策事業(第1回)

集落周辺の樹木を中心としたシロアリ対策事業を実施します。

この対策事業の中でシロアリの相談や家屋の点検、敷地内の駆除を無料で行っております。(今回は村内事業者で実施)

シロアリからの被害を最小限に抑えるためには早期の発見が重要となりますので是非ご利用ください。

なお点検をご利用する際は事前に申込みが必要となりますので左記の問合せ先にご連絡ください。

また家屋にシロアリが付きにくくなる防蟻

処理や家屋内のシロアリ駆除については、専門業者による有料施工となります。

【申込期間】6月1日(月)～19日(金)

【日程】

《母島》6月17日(水)～25日(木)

《父島》6月8日(月)～16日(火)

6月25日(木)～29日(月)

●問合せ先 環境課生活環境係 2-2270

母島支所庶務係 3-2111

6月は蚊の発生防止強化月間

たまり水、放置していませんか？

蚊の本格的な発生シーズン前の6月を「蚊の発生防止強化月間」として集中的な啓発活動を実施します。

平成26年夏に約70年ぶりに国内発生した Dengue 熱や、平成28年に中南米で流行した ジカウイルス感染症など、蚊が媒介する感染症が世界的に話題になっています。

蚊が媒介する感染症の発生を未然に防止するためには、日頃から蚊の発生を抑制するとともに、蚊に刺されないようにすることが大切です。

皆さんで協力し、身のまわりの蚊の発生防止に取り組みましょう。

○蚊の防除のポイント

【幼虫対策】

・不要なたまり水をなくしましょう

例・植木鉢の受け皿、空き缶、古タイヤなど

【成虫対策】

・やぶや草むらは定期的に手入れをして風通しを良くしましょう

・刺されないように長袖シャツ・長ズボンの着用や必要に応じて忌避剤(虫避け剤)を活用しましょう

●問合せ先 環境課生活環境係 2-2270

母島支所庶務係 3-2111

官公器等のコーナー

原付免許学科試験

【試験日時】6月28日(日)

午前8時30分 受付

午前9時 開始

【申込締切】6月26日(金)

午後5時15分まで

※申込書は警察署及び母島駐在所にありません。

【試験場所】小笠原警察署

《学科試験合格者について》

実技講習を7月24日(日)に警察署敷地内での整備点検要領及び島内路上走行訓練を実施予定

午前8時30分受付、午前9時開始予定

●問合せ先 警視庁小笠原警察署交通係 2-2110

平成31年度東京都島嶼町村一部事務組合情報公開実施状況の公表

東京都島嶼町村一部事務組合の情報公開制度(平成18年条例第9号)は、島しょ9町村の住民の組合行政への参加をより一層推進するとともに、組合の公正な運営を確保することを目的に制定され、毎年1回の情報公開実施状況を公表することになっています。

平成31年度の情報公開実施状況を、次のとおり公表いたします。

平成31年度東京都島嶼町村一部事務組合情報公開実施状況

開示請求件数…2件

開示決定件数…2件(一部開示決定を含む。)

●問合せ先 東京都島嶼町村一部事務組合総務課 03-3432-4961

以上

母島巡回労働相談

【日時】6月16日(火) 午後5時～6時

【場所】村役場母島支所 大広間

【相談内容】

○労働条件(労働時間、安全衛生、賃金、退職・解雇など)

○求人求職(求人・求職申込など)

○労災保険(加入、労災給付など)

○雇用保険(加入、失業給付など)

※当日、都合が悪く来館できない方は、電話による相談も可能です。

●問合せ先 小笠原総合事務所 2-2102

保健所・精神保健福祉巡回相談の延期について

令和2年度第1号保健所だよりで、7月に実施予定としてお知らせしていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため秋頃に延期となりました。今後、実施する目的が立ちましたら改めてお知らせいたします。

●問合せ先 島しょ保健所小笠原出張所 2-2951

食品衛生講習会の延期について

例年6月(母島)、7月(父島)に開催していた、食品関係事業者を対象とした衛生講習会について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、秋頃に延期します。開催の目的が立ちましたら、対象者の皆様に改めてお知らせいたします。ふき取り検査については、延期もしくは中止といたします。夏を迎えるにあたり、引き続き食中毒予防にご協力をお願いいたします。

●問合せ先 島しょ保健所小笠原出張所 2-2951

電話による無料法律相談

第二東京弁護士会主催の電話無料法律相談を島しょ住民を対象に実施します。

【相談内容】 無料一般相談

【実施日程】 6月26日(金)

【実施時間】 午前10時～正午

(1件あたり概ね20分枠)

相談を希望される方は、予約が必要となりますので、前日までに連絡をお願いします。

●事前予約受付番号

第二東京弁護士会法律相談センター

03-3592-1855

●当日相談電話番号

03-3581-2407

東京三弁護士会による法律相談

東京三弁護士会主催による6月の法律相談は中止となりました。

相談を希望される方は弁護士会が運営している電話相談をご利用ください。

○弁護士会 電話無料相談

【電話番号】 0570-200-050

【受付時間】 午前10時～午後4時(祝祭日を除く月々金) 相談は15分程度です。

○法律相談センターの電話相談(事前予約制)

①霞が関法律相談センター

【電話番号】 03-3581-1511

【受付時間】 午前9時30分～午後4時30分(祝祭日を除く月々金)

【相談分野】 一般相談

②蒲田法律相談センター

【電話番号】 03-5714-0081

【受付時間】 月・火・日 午前9時30分～午後4時30分

水・木・金

【相談分野】 一般・債務整理・労働・生活保

護・外国人相談

※曜日・時間帯によって実施している法律相談が異なりますので、ご予約の際にご確認ください。

詳細は法律相談センターのホームページをご確認ください。

<https://www.horitsu-sodan.jp/news/>

●問合せ先 第一東京弁護士会 法律相談課

03-3595-8575

健康・保健のコーナー

定期予防接種①

6月の定期予防接種の日程をお知らせします。

【父島】《日時》6月4日(木)

午後2時30分～4時

《場所》小笠原村診療所

【母島】《日時》6月4日(木)

午後3時30分～4時

《場所》母島診療所

○接種可能予防接種(予約不要)

・ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、

四種混合ワクチン、麻しん風しん混合ワクチン、

水痘ワクチン、日本脳炎ワクチン、B型肝炎ワクチン

・ポリオワクチン(追加接種のみ)、三種混合ワクチン(追加接種のみ)

●問合せ先 村民課福祉係 2-3939

母島支所 3-2111

定期予防接種②

保育園年長、小学4年生、小学6年生の方を対象に、定期予防接種を実施いたします。

対象の方には個別に通知いたします。

【接種種類】 保育園年長 麻しん風しん混合

小学4年生…日本脳炎2期

小学6年生…2種

(ジフテリア・破傷風) 混合

【実施場所】 《父島》 小笠原村診療所

《母島》 母島診療所

【実施日】

《父島》 保育園年長…6月11日(木)

※小学4年生は7月に案内予定です

小学6年生…6月18日(木)

《母島》 小学4年生…6月4日(木)

小学6年生…6月4日(木)

【受付時間】 通知にてご確認ください。

●問合せ先 村民課福祉係 2-3939

母島支所 3-2111

BCGワクチンに関する重要なお知らせ

現在、BCGワクチンについては、薬品会社に在庫がなく入手が困難な状況になっています。そのため、BCGワクチンの接種を希望される方は、左記まで電話をいただきますようお願いします。ワクチンが届き次第、個別にご連絡させていただきます。

●問合せ先 村民課福祉係 2-3939

母島支所 3-2111

乳幼児健診・歯科健診

対象者の方には、個別通知をいたします。

【対象者】 4か月、7か月、10か月、1歳

6か月、2歳6か月(歯科健診のみ)、3歳の乳幼児

【父島】 日時…6月12日(金)

受付時間…午後2時～3時

場所…地域福祉センター2階会議室

※なお、6歳未満の乳幼児で計測を希望される方は、お手数ですが、役場までご連絡ください。(役場で体重測定のみ行います)

また、父島の2歳6か月歯科健診は、別日

にご案内しています。

【母島】 日時…6月16日(火)

受付時間…午後2時～3時

場所…母島診療所2階カンファレンスルーム

●問合せ先 村民課福祉係 2-3939

母島支所 3-2111

育児学級(歯科の会)(父島)

歯科衛生士から歯の磨き方や歯にまつわるお話、フロスの使い方、歯に関する相談ができる会を開催します。もう一度、一緒に歯の磨き方を振り返りませんか?

【対象者】 0～3歳頃までのお子様と保護者

【持ち物】 母子手帳、いつも使っている歯ブラシ、タオル、筆記用具

【日時】 0歳クラス…6月22日(月)

9時30分～10時30分

1～3歳クラス…6月22日(月)

10時45分～11時45分

【集合場所】 地域福祉センター2階大会議室

【事前申し込み】 必要

●予約・問合せ先 村民課福祉係 2-3939

育児学級(離乳食の会)(父島)

栄養士から離乳食の進め方、作り方を学びませんか。お子さんの食に関するご相談にも応じます。

事前に予約をお願いいたします。

【対象者】 おおよそ4か月から12か月のお子様と保護者

【日時】 6月24日(水)

午前10時～11時30分

【集合場所】 地域福祉センター調理室

【持ち物】 筆記用具、母子手帳

●予約・問合せ先 村民課福祉係 2-3939

*育児学級について、新型コロナウイルス感染症対策の為、フロスの使い方や離乳食の調理実習はありません。

医療のコーナー

産科・婦人科専門診療

【父島】

《場所》 小笠原村診療所

《日時》 6月23日(火)～26日(金)

午前・午後

【母島】

《場所》 母島診療所

《日時》 6月21日(日) 午前・午後

※産科・婦人科専門診療は予約制にて実施しています。

事前に電話又は来所によりお申し込みください。

※予約の受付は、平日(水曜日を除く)の午後1時30分～午後5時で行っています。

●問合せ先 小笠原村診療所 2-3800
母島診療所 3-2115



小笠原海運からのお知らせ

6月の調整金を含む旅客・貨物運賃をお知らせします。翌月以降の調整金または、掲載のない料金は直接営業所2-2111まで、お問い合わせください。

※()内は変動調整額となります。

等級	大人	小人
2等	4,250 (+300)	2,130 (+150)
村民割引 2等往復	5,100 (+360)	2,550 (+180)
等級	A(6名用)	B(4名用)
特別室	5,000	3,000
1等品	8,828 (+380)	
2等品	8,276 (+356)	
3等品	7,725 (+333)	
小口 0.1t以下	884 (+38)	
小口 0.075t以下	667 (+29)	

ははじま丸

旅客運賃
貨物運賃

6月の燃料油価格変動調整金

等級	大人	学生	小人	貨物運賃
1等	48,760 (-740)	41,720 (-630)	24,380 (-370)	1等品 15,769 (-159)
特2等寝台	35,220 (-530)	28,180 (-420)	17,610 (-270)	2等品 14,680 (-148)
2等寝台	26,530 (-400)	21,230 (-320)	13,270 (-200)	3等品 13,504 (-136)
2等和室	23,290 (-350)	18,640 (-280)	11,650 (-170)	小口 0.1t以下 1,580 (-16)
等級	村民	村民小人	身障者	小口 0.075t以下 1,176 (-12)
1等	39,960 (-610)	19,980 (-310)	24,380 (-370)	
特2等寝台	26,420 (-400)	13,210 (-200)	17,610 (-270)	
2等寝台	19,900 (-300)	9,950 (-150)	13,270 (-200)	
2等和室	17,470 (-260)	8,740 (-130)	11,650 (-170)	

おがさわら丸

旅客運賃

◎おがさわら丸の夏期父島折り返し運航の中止
 昨今の新型コロナウイルス感染症に関する状況を踏まえ、おがさわら丸は夏期(7月15日～8月23日)の父島折り返し運航を中止し、父島3泊ダイヤで運航いたします。
 また、この期間、特2等、2等寝台、2等和室の席数制限を行います。

東京発	父島着	父島泊	父島泊	父島発	東京着	父島泊数
11:00	11:00	-	-	15:00※	15:00※	3泊
15(水)	16(木)	17(金)	18(土)	19(日)	20(月)	3泊
○ 7/18(土)東京発、7/19(日)父島発は運休						3泊
21(火)	22(水)	23(木)	24(金)	25(土)	26(日)	3泊
○ 7/24(金)東京発、7/25(土)父島発は運休						3泊
28(火)	29(水)	30(木)	31(金)	8/1(土)	8/2(日)	3泊
○ 7/31(金)東京発、8/1(土)父島発は運休						3泊
4(火)	5(水)	6(木)	7(金)	8(土)	9(日)	3泊
○ 8/7(金)東京発、8/8(土)父島発は運休						3泊
11(火)	12(水)	13(木)	14(金)	15(土)	16(日)	3泊
○ 8/14(金)東京発、8/15(土)父島発は運休						3泊
18(火)	19(水)	20(木)	21(金)	22(土)	23(日)	3泊
○ 8/21(金)東京発、8/22(土)父島発は運休						3泊

※父島発15:00、東京着15:00に運航時刻を変更します

父島発 29日 午後3時
 東京着 30日 午後3時40分
 変更後…東京発 25日 午前11時
 父島着 26日 午前11時
 父島発 29日 午後3時
 東京着 30日 午後3時
 ご利用の方はお乗り間違いのないようご注意ください。

◎硫黄島3島クルーズの催行中止
 7月3日～4日に予定しておりました硫黄島3島クルーズは中止いたします。
 ご参加を検討されていた方には申し訳ございませんが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

●問合せ先 父島営業所 2-2111
2020貞頼杯・人力発見海洋レース大会およびキッズカヌー無期限延期のお知らせ
 毎年7月に行っている貞頼杯・人力発見海洋レース大会にご参加いただいているみなさま、および会場を盛り上げてくださっているみなさま、いつもありがとうございます。
 みなさまの健康と安全を考慮いたしました結果、本年度のレース大会およびキッズカヌー練習会は無期限の延期とさせていただきます。

次回の開催につきましては、要会のブログ・Facebookにてご案内させていただきます。
 どうぞよろしくお願いいたします。

要会ブログ <https://kanamekai.club/>
 要会Facebook <https://www.facebook.com/kanamekai.bonin>

●問合せ先 要会・代表 伊関毅(いせきつよし)
 090-7222-0436

父島上級救命講習会受講者募集

父島上級救命講習会(新規講習・再講習)を左記の通り開催します。中学生以上の小笠原村民の方が受講できます。受講修了者には「上級救命技能認定証(AED業務従事者)」が交付されます。

本事業は小笠原村より委託を受け、離島における自主救護体制及び自己対応能力の強化を目的に実施いたします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとつた上で開催いたします。

《新規講習》(①～④をお選びください)

【対象】初めて受講する方。平成29年度に実施された講習会を受講していない方。

【日程】(二日間)日中コース・7時間

①7月3日(金)午後2時～5時

7月4日(土)午後1時～5時

●定員10名

(二日間夜間コース・7時間)

②7月3日(金)午後6時30分～10時

7月4日(土)午後6時30分～10時

●定員10名

(二日コース・7時間)

③7月4日(土)午前9時～午後5時

●定員20名・昼休憩(1時間)あり

④7月5日(日)午前9時～午後5時

●定員20名・昼休憩(1時間)あり

【参加費】2,800円(テキスト代及び教材)

《再講習》(⑤～⑩をお選びください)

【対象】平成29年度に実施された講習会を受講した方。または、前回の受講日から3年以内の方。

【日程】(3時間)

⑤7月3日(金)午後2時～5時

●定員20名

⑥7月3日(金)午後6時30分

～9時30分

●定員10名

⑦7月4日(土)午前9時～正午

●定員20名

⑧7月4日(土)午後6時30分

～9時30分

●定員20名

●定員10名

⑨7月5日(日)午前9時～正午

●定員10名

⑩7月5日(日)午後2時～5時

●定員10名

【参加費】1,800円(テキスト代及び教材)

《共通事項》

【場所】小笠原村地域福祉センター

※都合により会場を変更する場合があります。

【内容】救命手当(成人、小児、乳児)、AEDの取り扱い、応急手当等

【募集期間】6月1日(月)～19日(金)

※参加人数によっては、ご希望の日程に添えない場合がございます。予めご了承下さい。

【申込受付先】地域福祉センター受付

●月曜：9時～正午・午後1時30分～午後5時

●火曜～土曜：午前9時～午後9時まで

●日曜・祝日：午前9時～午後5時

●電話：2-2911

※受付の際に氏名・住所・連絡先・講習番号(①～⑩)をお伝えください。

●問合せ先 小笠原村社会福祉協議会

担当：川本・橋本 2-2486

世界自然遺産のコーナー

世界自然遺産を支える

兄島の自然

《兄島の自然環境》

兄島は父島の北側わずか数百m離れたところにある無人島です。

父島からは宮之浜や電信山線の遊歩道沿いなどから望むことができます。ここには小笠原でも最大規模の乾性低木林が広がり、父島ではほとんど見られなくなった固有のカタツムリや昆虫類が生息しており、世界自然遺産の価値として認められた貴重な生態系が残されています。

実際に兄島では落葉の下や樹上の葉の隙間、一見するといなさそうに思える裸地の石の下などあらゆる場所で固有のカタツムリが観察され、生物の多様な環境への適応進化を実感することが出来ます。また、林内には沢が流れており、固有のオガサワラカワニナやヌマエビ類、トンボ類といった生活史の全てまたは一部を水域で生息する生物を支えています。

《兄島における課題と対策》

前述した貴重な生態系がある一方で、昆虫類を襲うグリーンアノールの生息域拡大、外来植物による在来植物への影響、クマネズミによる固有のカタツムリへの食害といった課題があります。

これらの課題解決に向けて、関係行政機関・団体が連携し、グリーンアノールの侵入防止柵の設置、トラップによる捕獲、モクマオウやランタナなどの外来植物の駆除といった取組が実施されています。また、殺鼠剤やカゴ罠を用いて、継続したクマネズミへの対策も実施されていますが、根絶には至っていません。

一方で、兄島においてはノヤギの根絶によって一部の在来植物が回復するといった改善されてきた自然環境もあります。

《小笠原村の取組》

小笠原村では無人島である兄島の貴重な自然環境と重大な課題、それらへの対策の状況を村民のみならずと共有し、身近に感じているために「兄島視察会」を開催してきま

した。今年も視察会を開催する予定です。日程など決まり次第、改めてお知らせいたします。



兄島で観察されたハナダカトンボ

環境・自然のページ

●問合せ先 環境課自然環境係 2-2270

小笠原 海ごみゼロウィーク

(海岸清掃)

5月30日(ごみゼロの日)から6月8日(世界海洋デー)前後までを、海ごみゼロウィークと定め、毎年、日本全国で海洋ごみ削減のための取組が行われています。海ごみゼロウィークの取組の一環として、各ビーチに海ごみ回収ボックスを設置します。新型コロナウイルスの感染拡大を防止しつつ、ご家族などでビーチにお出かけの際は、海ごみの回収にご協力をお願いします。

【実施期間】5月30日(土)

～6月8日(月)まで

【場所】宮之浜、大村海岸、製氷海岸、扇浦

【共催】環境省、海上保安庁、小笠原村

【協力】NPO法人小笠原海洋島研究会

公益財団法人東京公園協会

【その他】・詳細は島内掲示板をご覧ください。
・集積した海ごみは回収して分別します。回収量やゴミの種類などの結果は、村民だよりでご報告します。
・海ごみゼロウィークの取組は、こちらのアドレスをご参照ください。
(<https://uminohi.jp/umigomi/zeroweek/>)



●問合せ先 環境課自然環境係 2-2270 環境省小笠原自然保護官事務所 2-7174

国有林の森林生態系保護地域 入林簡易講習会 (父島・母島)

先般の緊急事態宣言が5月末日まで延長されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症防止に向けた取り組みの一環として、会場で行っていた利用講習を、講習資料等を配付し各自で受講していただく講習へと一時的に変更し、アンケート調査票等の提出を持って講習修了とさせていただきます。ご理解、ご協力をお願いいたします。

つきましては、次の1及び2の目的で国有林の森林生態系保護地域に入林される場合、利用講習の受講と入林申請が必要となります。利用講習会を前段のとおりに講習資料等配付へ変えさせていただくことから、講習資料配付を希望される方は、講習申込み締切日までに、事前に電話でお申込みください。また、入林許可書及び年間パス等につきま

しては、アンケート調査票等を提出いただい
てから交付となります。

1 村民としてレクリエーション目的で指定
ルートを利用される方(村民レクリエーション
簡易講習)

父島及び母島の国有林内の指定ルートを利
用するための簡易講習資料により各自受講し
ていただきます。指定ルートを利用するため
には、講習修了と入林申請により発行される
「年間パス」の携行が必要です。

2 調査・研究及び作業等の目的で入林する
方(調査研究講習)

森林生態系保護地域において、調査・研
究、同補助及び作業の目的で入林するため
には、簡易講習資料に加え調査研究講習資料の
各自受講と入林申請が必要です。

※1、2共に有効期間は2年間となります。
有効期間を過ぎて引き続きの利用を希望され
る場合には、再度講習の受講をお願いいたし
ます。

※今後の1、2の事務の流れは次のとおりと
します。

- ①受講希望者は締切日までに電話にて申込み
- ②講習資料を郵送にて送付
- ③講習資料を各自受講しアンケート調査票等
を記載し郵送
- ④講習修了書・入林許可書・年間パス又は腕
章の交付。

◎父島講習申込み締切日
【締切日】6月22日(月)

◎母島講習申込み締切日
【締切日】6月22日(月)

●問合せ先 小笠原諸島森林生態系保全セン
ター 2-3403

銃器による父島のノヤギ排除及び排 除に伴う国有林指定ルート等の通行 止めについて

東京都では、父島の植生回復を図るため、
銃器によるノヤギの排除作業を左記の日程に
おいて行います。本事業の実施に伴い、安全
確保のため、国有林指定ルート及び遊歩道
通行止めいたします。作業当日は、通行止
めとなったルートには立ち入らないくださ
い。なお、本年は新型コロナウイルス感染症
対策として、事業説明会は実施いたしません
が、村民の皆様への御理解と御協力のほど、宜
しくお願いいたします。

【作業時間】午前6時～午後2時
※入港中は正午まで

【作業区域】鳥山から巽湾側に小港までの沿
岸とその周辺山域(住宅地及び東平サンク
チユアリを除く。別図参照)

【作業日程及び通行止めルート】

- 6月6日(土)
 - ③つつじ山方面指定ルート
 - ④時雨山方面指定ルート
 - ⑤赤旗山方面指定ルート
- 6月7日(日)
 - ②ガジユマル広場～西海岸
- 6月8日(月)
 - ①小港～高山・ジョンビーチ方面遊歩道
- 6月13日(土)
 - ②ガジユマル広場～西海岸
- 6月14日(日)
 - ③つつじ山方面指定ルート
 - ④時雨山方面指定ルート
 - ⑤赤旗山方面指定ルート
- 6月19日(金)
 - ①小港～高山・ジョンビーチ方面遊歩道
- 6月20日(土)
 - ③つつじ山方面指定ルート
 - ④時雨山方面指定ルート

- ⑤赤旗山方面指定ルート
6月25日(木)
- ②ガジユマル広場～西海岸
6月26日(金)
- ①小港～高山・ジョンビーチ方面遊歩道



●問合せ先 支庁土木課自然環境担当 2-2167

現在、新型コロナウイルス感染防止のため休館中
です。開館情報についてはHP・ポスターにて
ご確認ください。

なお、開館した場合の入館にはマスク着用
と手指のアルコール消毒を必須としますので
ご協力をお願いします。

6月の開館日：おがさわら丸入港日～出港日
開館時間：午前8時30分～午後5時

※あくまで開館した場合の開館日・開館時間
です。

【特別展】

■新館「小笠原地名展2020～島を巡っ
て由来を知ろう」

ボニン・小笠原・父島・母島：小笠原の地
名は、歴史の中でどのように命名され、どう
変わっていったのかを写真などをまじえて展
示します。

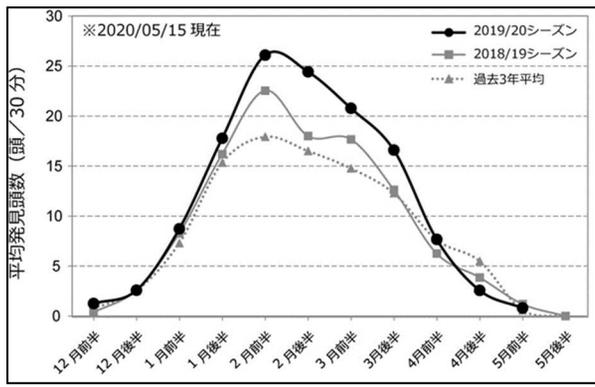
●問合せ先 小笠原ビジターセンター 2-3001



「2019/20ザトウクジラシーズン」を振り返って

6月に入り、季節は夏に移り変わろうとしています。冬から春に小笠原に来遊するザトウクジラたちも、今度はエサが豊富な北の冷たい海を目指して、太平洋をどんどん北上していることでしょうか。今月の村民だよりでは、そんなザトウクジラの2019/20シーズンの小笠原への来遊結果を振り返っていきます。

OWAでは、ザトウクジラの入遊状況を把握するために、毎年12月から翌年5月にかけて、毎朝ウエザーステーション展望台から30分間の目視観測を行っています。次のグラフは、半月毎に30分間の平均発見数をまとめた結果になります。



12月から1月後半までは昨シーズンと似た傾向で発見数が増加していきましたが、2月前半にピークを迎えた際には、昨シーズンを平均で約4頭上回る結果となりました。特に、2月15日には、一日の発見数が過去最大の34頭を記録しました。その後も、昨シ

ーズン以上の値で推移し、3月後半になっても、一日平均15頭以上の発見がありました。しかしながら、4月に入ると一気に減少し、4月後半には昨シーズンを下回るほどになり、4月末からは発見ゼロの日も続くようになりました。今シーズンの印象としては、2月中旬に一日の発見数が過去最大を記録したことからも、ピーク時のクジラの密度が例年以上に高かったように感じます。ザトウクジラの個体数の増加を物語っているのでしょうか。

さて、これからの季節はドルフィンスイムやウォッチングがメインとなります。海へ遊びに出かけられる皆様には、引き続き自ルールへのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

●問合せ先 一般社団法人小笠原ホエールウォッチング協会 2-3215

海洋センターだより その228

―現場検証?―

5月に入り、カメラたちの繁殖活動も本格化してきています。私達が調査対象としている父島の海岸の殆どで産卵巣が確認され、滝之浦をはじめとした兄島周辺の海岸でも産卵が見られました。

皆さんは、海岸で私たちが調査をする様子をご覧になったことはあるでしょうか。今回は、「私たちがどのような調査を行っているのか」についてお話をしていきます。

私たちがまず調査海岸に着くと、カメラが砂浜に残した足跡を探します。それを辿っていくと、先には甲羅とほぼ同じサイズの大きな穴が掘られています。どこに頭が向いているのか?産卵はしているのか?それとも諦めて帰って行ったのか?まるで刑事ドラマの現場検証のようなことを行います。産卵巣があると判断したら、「鉄筋」と呼んでいる鉄の棒を砂に挿し込みます。ウミガメの産卵巣は、

断面で見るとフタをしたフラスコのような形をしており、その場所は空洞になっています。そのため、挿したときの鉄筋の入り方が他と異なるため、その違いで見つける事が出来るのです。

産卵巣がある場所を掘り返すと、白い卵が出てきます。そこからいくつかを慎重に取り出し、産み落とされてから何日が経過しているのかを卵の色から判断し、記録を取って戻します。最後に、産卵巣のある場所には3本の木の枝を挿し、周辺の目印を使って距離を記録しておきます。子ガメがふ化して殻だけになった後、改めて掘り出して調べる為です。

ウミガメの産卵調査はこのように行われており、11月頃まで続きます。もしも海岸で調査の様子を見かけましたら、今回の調査方法について、少しでも思い出ししてもらえたら幸いです。

お願い…カメラたちの活動が活発となるに伴い、もしも海の中や砂浜でウミガメに出会いましたら、次の3つの事について、ご注意ください。

- ①「ウミガメを光で照らさない」
- ②「ウミガメを見つけても追いかけない」
- ③「ウミガメには触らない」

ルールを守り、カメラたちが安心して過ごせる海岸作りに、ご協力をお願いします。

―村民ボランティア募集―
ウミガメの調査や飼育業務の村民ボランティアを募集しています。月1回でも構いませんので興味のある方はご連絡ください。

●問合せ先 小笠原海洋センター 2-2830

(認定NPO法人エバーラスティング・ネイチャー) HP <https://bonin-ocean.net>

マイマイのイマ 第六十二頁「ご飯にする?お風呂にする?」

なんてくだりは世の諸兄が一度は夢見るシチュエーションである。きつと外来種も同じに違いない。ならばもてなさねばなるまい。ただしご飯の選択肢はない。強制的に風呂「ははの湯」へ直行だ。

父島のマイマイを食い荒らしているニューギニアヤリガタリクウズムシ。このニューヤリの母島侵入を防ぐことは喫緊の課題である。侵入経路のひとつとして懸念されているのが土付き苗だ。これはニューヤリに限った話ではない。近年になって母島で見つかったアジアベッコウマイマイやコウガイビル仲間、沖縄からの土付き苗と一緒にやってきた可能性が指摘されている。では、土中に潜む外来種をどうやって防げばよいのか。そこで「ははの湯」の出番だ。

「ははの湯」は、苗の土部分をお湯に浸すことで見えない外来種を防除し、母島の自然と産業を守るための温浴施設である。これは世界遺産の会議のひとつである母島部会で話し合っ実現した取り組みだが、あくまで自主ルールなので皆様のご理解ご協力が欠かせない。気になる方は小笠原自然保護官事務所までお気軽にお問い合わせいただきたい。ちなみに、苗専用のため人間は入れない。なお、イエシロアリ分布地域からの土付き苗の持ち込みは条例で禁止されている点も、念のため申し添えておこう。



【文】環境省小笠原自然保護官事務所母島事務室 和田慎一郎【イラスト】橋本愛

— 村民課福祉係 —
— 第244号 —



けんこう通信

お口の健康を保って、笑顔で過ごすために



新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が出てから、お家で過ごす時間が増え、色々と我慢することが多くなり、ストレスを抱えている方も多いのではないのでしょうか？ストレスにより、唾液の分泌が減り、むし歯ができやすくなると言われています。歯と口はその人の健康を支えるなど、人生の中でとても大切な役割を持っています。

今月は健康な歯を保つための大切なポイントについて特集します！

Q1. 歯みがきの回数は？

A. 毎食後みがきましょう。忙しくても1日1回はできれば就寝前、特設時間をかけて念入りにみがくようにしましょう。



Q2. 歯ブラシの交換時期は？

A. 毛先が開き始めたら、取り換えの目安。新しいものに取り替えましょう。



Q3. 歯みがきのコツは？



A. まず、口の中を鏡を見て、自分の歯の形や歯並びを良く知ること。歯ブラシが届きにくいところは、みがき残しが多いので、1本1本丁寧にみがきましょう。
(前歯、前歯の裏、歯並びの悪いところ、歯と歯肉の境目に注意しましょう)

Q4. フッ素入り歯みがき粉の有効な使い方は？

A. 歯みがき粉を歯ブラシの2/3程度(約1g)つけ、むし歯になりやすい奥歯から始めて、歯全体に塗るように3分間以上ブラッシングするのがポイントです。うがいのしすぎはフッ素を洗い流してしまいます。すすぎの回数を少なめにすることも大切です。



Q5. デンタルフロスや歯間ブラシなどは使った方が良いでしょうか？またどれぐらいの頻度で？

A. 歯みがきだけでは取れない歯と歯の間の汚れやプラークを取るために、デンタルフロスや歯間ブラシなどはとても有効です。毎日の使用を心掛けてください。



Q6. 口臭が気になります。対策はありますか？

A. 口臭を防ぐためには、まず口の中を清潔に保つこと。歯みがきの後に、舌もみがくと効果的です。舌みがきは、いつも使っている歯ブラシでOK。ただし舌はとても傷つきやすいため、力を入れすぎず、軽くかき出すようにしてください。



歯周病について

◎歯周病の最大の原因は、プラーク(歯垢)です。



◎歯がしみる、口臭がひどくなる、歯がぐらぐらするなどの症状があり、悪化すると歯が抜けてしまうこともあります。



◎歯周病が全身の様々な病気に関わっていることが分かってきています。



Q. 歯みがきで歯周病を予防することができますか？

A. はい。毎日の歯みがきで、きちんとプラークを落とすこと、歯肉をマッサージして血流を促すことが歯周病予防に効果的です。

その他、糖尿病、早産・低体重児出産etc...

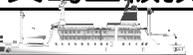
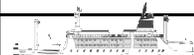
クジラの伝言板

クジラ：歯周病が全身の病気に影響してくるなんて知らなかった！！怖いなあ・・・
保健師：お口の中の細菌が血液を經由し全身へと流れ様々な疾患を引き起こすのです。しかし、普段の歯みがきを気をつけて行うことで予防が出来るので、今日から意識して歯を磨いてみませんか？
クジラ：歯をきれいにすることで、健康に過ごすことが出来るんだね。さっそくチャレンジしてみよう！



村民課福祉係
2-3939

6月のカレンダー

日付	曜日	行事予定	日付	曜日	行事予定
1	月	軽自動車税(種別割)の減免申請期限 固定資産税(第1期)および軽自動車税(種別割)の納期〆切 新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金の募集(～10/30)	16	火	母島巡回労働相談 乳幼児健診・歯科健診(母島)
2	火	 入港日	17	水	出港日  防災行政無線による全国一斉の緊急情報伝達試験 シロアリ対策事業(第1回)(母島)(～25日)
3	水		18	木	村ノヤギ駆除 定期予防接種②(父島)
4	木	中学校教科用図書見本展示会(～26日) 定期予防接種①/定期予防接種②(母島)	19	金	シロアリ対策事業(第1回)申込〆切 都ノヤギ排除 父島上級救命講習会受講者募集〆切
5	金	出港日  東京都小笠原住宅(父島世帯用)入居者募集〆切	20	土	 入港日 都ノヤギ排除
6	土	都ノヤギ排除	21	日	産科・婦人科専門診療(母島)
7	日	都ノヤギ排除	22	月	小笠原中学校 学校公開(～26日) 育児学級(歯科の会)(父島) 国有林の森林生態系保護地域入林簡易講習会(父島・母島)申込〆切
8	月	 入港日 シロアリ対策事業(第1回)(父島)(～16日) 都ノヤギ排除/小笠原海ごみゼロウィーク(海岸清掃)(5月30日～)	23	火	出港日  産科・婦人科専門診療(父島)(～26日)
9	火		24	水	テレビ放送の中断(父島) 村ノヤギ駆除 育児学級(離乳食の会)(父島)
10	水	村民相談	25	木	シロアリ対策事業(第1回)(父島)(～29日) 都ノヤギ排除
11	木	出港日  定期予防接種②(父島)	26	金	 入港日 原付免許学科試験申込〆切/都ノヤギ排除 電話による無料法律相談 小笠原村日本復帰記念の日
12	金	行政相談所の開設 村ノヤギ駆除 乳幼児健診・歯科健診(父島)	27	土	
13	土	都ノヤギ排除	28	日	原付免許学科試験
14	日	 入港日 都ノヤギ排除	29	月	出港日 
15	月		30	火	個人住民税、国民健康保険税及び介護保険料(第1期)の納期〆切 蝙蝠谷農業団地第三期就農者の募集〆切